令和　　年　　月　　日

保護者　様

高崎商科大学附属高等学校
校　長　　安　斉　義　宏

学校感染症による出席停止について

次にあげる病気は、他の生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。出席停止期間は欠席扱いにはなりません。なお、病気が治って登校する際は、登校許可証明書を主治医に記入していただき、担任へ提出してください。

種	感染症名	出席停止の期間の基準 （ただし、疾病により医師が判断した時は、この限りではない）
1	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルス）、中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
2	インフルエンザ　（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後５日を経過し、かつ解熱後２日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん　　（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん　　（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘　　（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱　　（プール熱）	主要症状が消失した後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（ベータコロナウイルス属コロナウイルス）	発症後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日経過するまで
	結核	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
3	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

主治医　様

誠に恐れ入りますが、登校可能になりましたら、証明書にご記入の上、保護者へお渡しください。

・・・・・・・・・・・・この線で切り取り、担任へ提出してください・・・・・・・・・・・・

登校許可証明書

高崎商科大学附属高等学校長　様

※　　科　　年　　組　　番　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．病名　〔　　〕

２．出席停止期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで

上記の者の疾病は、感染するおそれがなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

令和　　年　　月　　日

医療機関名

医　師　名　　印

※ クラス・氏名等は、事前に学校または保護者が記入してください。

【学校記入欄】

提出年月日

R　年　月　日

校長	教頭	教頭	教務主任	養護教諭	保健主事	学年主任	科主任	コース主任	担任